



森・濱田松本法律事務所 / ウエストロー・ジャパン共催セミナー

中国商標法～第三回改正法及びその実務への影響

小野寺 良文 弁護士

2013年8月30日、中国商標法の第三回改正法が可決・公布され、2014年5月1日より施行されます。またこれに伴い2014年1月10日に、商標法実施条例の送審稿が国家工商管理局によって公表され、意見募集が行われています。

本改正は、WTO加盟に向けた2001年の以来、約12年ぶりとなる大規模な改正であり、改正事項は【1】商標出願制度に関する改正、【2】商標登録異議制度に関する改正、【3】馳名商標保護制度の改正、【4】商標の出願及び使用行為の規制の強化（抜け駆け登録の禁止の強化等）、【5】商標権の保護（エンフォースメント）の強化（最大3倍の懲罰的損害賠償制度の新設、固定損害賠償額の増額等）、【6】商標登録代理活動の管理の強化等の多岐にわたります。

そこで本セミナーでは、商標管理を行う上で把握しておかなければならない重要な改正点について、日本等外国制度との比較や実務への影響についても織り交ぜながら、分かりやすく解説します。特に日本企業にとって関心の高い模倣品対策、冒認商標問題に対してどのような影響があるのか、どのような点に注意する必要があるのか、また近年増加する商標権侵害訴訟への影響についても詳しく解説します。

対 象: 知財業務、中国業務、アジア業務に関与されている、またはご興味のあるご担当者様

日 時: 2014年3月5日(水)
セミナー 13:30～16:30(開場 13:00)
会 場: トムソン・ロイター 赤坂オフィス セミナールーム
東京都港区赤坂5-3-1 赤坂Bizタワー30階
<http://www.biztower.net/access/img/access.pdf>
主 催: 森・濱田松本法律事務所
ウエストロー・ジャパン株式会社
定 員: 50名(申し込み締め切り2月21日)
申 込 先: Webサイトよりお申し込みください。
<http://www.westlawjapan.com/event/seminar/140305.html>
参 加 費: 無料

プログラム
13:30～14:30
中国商標法～第三回改正法及びその実務への影響
14:30～14:50
中国製品 Westlaw Chinaのご紹介
14:50～15:05
コーヒーブレイク
15:05～16:05
中国商標法～第三回改正法及びその実務への影響(続き)
16:05～16:30
質疑応答

本セミナーは、企業の法務部門、知財業務、中国業務、アジア業務に関与されている、またはご興味のある担当者様を対象としています。応募多数の場合は抽選にて決定しますが、一社につき2名様までとさせていただきます。個人のお客様や同業者の方につきましてはご参加をお断りしますので、予めご了承ください。

申し込み多数の場合は抽選の上、2月26日頃までに抽選結果をご登録のメールアドレスにお送りします。

(プログラム構成・内容は変更となる場合があります。予めご了承ください)

森・濱田松本法律事務所 / ウエストロー・ジャパン共催セミナー

中国商標法～第三回改正法及びその実務への影響

プログラム

- 13:30～14:30 **中国商標法～第三回改正法及びその実務への影響**
2013年8月30日、中国商標法の第三回改正法が可決・公布され、2014年5月1日より施行されます。
またこれに伴い2014年1月10日に、商標法実施条例の送審稿が国家工商管理局によって公表され、意見募集が行われています。
商標管理を行う上で把握しておかなければならない重要な改正点について、日本等外国制度との比較や実務への影響についても
織り交ぜながら、分かりやすく解説します。
講師：森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 小野寺 良文 弁護士
- 14:30～14:50 **【製品紹介】中国法製品Westlaw Chinaのご紹介**
適切な判断は、正確な情報から。これは、いつの時代になっても変わりありません。
中国国内における法の運用においても、出来る限り、正確な情報を平易に入手しておくことは、あらゆる判断の必要条件になります。
弊社製品「Westlaw China」では、法令はもちろんのこと、判例の収録も150万件を数え、また、論点表等も一部英語化されており、
実務に耐える製品となっております。さらに、Current Awarenessに対するアラート設定により、手間を掛けずに中国法の動向の
把握を行うことも可能です。今回は、中国商標法等を題材に、弊社製品のご紹介を致します。
講師：ウエストロー・ジャパン株式会社 コンサルティンググループマネージャー 上田 茂斉
- 14:50～15:05 コーヒーブレイク
- 15:05～16:05 **中国商標法～第三回改正法及びその実務への影響（続き）**
2013年8月30日、中国商標法の第三回改正法が可決・公布され、2014年5月1日より施行されます。
またこれに伴い2014年1月10日に、商標法実施条例の送審稿が国家工商管理局によって公表され、意見募集が行われています。
商標管理を行う上で把握しておかなければならない重要な改正点について、日本等外国制度との比較や実務への影響についても
織り交ぜながら、分かりやすく解説します。
講師：森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 小野寺 良文 弁護士
- 16:05～16:30 **質疑・応答**

(プログラム構成・内容は変更となる場合があります。予めご了承ください)

講師紹介 森・濱田松本法律事務所

パートナー弁護士 小野寺 良文(おのでら よしふみ)

同事務所の知的財産プラクティスグループ、中国・アジアプラクティスグループのパートナー。2000年に同事務所に入所以来一貫して、特許、商標、著作権等、知的財産法関連の訴訟、仲裁及びライセンス等の案件を担当。化学・生物学のバックグラウンドを有し、これまでに医薬品、バイオテクノロジー、半導体、情報機器、自動車、業務用ソフトウェア、ゲームソフト等の多様な技術分野に関する技術的専門性の高い案件を数多く手掛けている。中国、アジア諸国に関連する案件の経験も豊富である。2007年より青山学院大学法科大学院客員教授(知的財産法)も兼務。

ウエストロー・ジャパン株式会社

コンサルティンググループ マネージャー 上田 茂斉(うえだ しげなり)

法律事務所、大手企業、官公庁、大学・法科大学院を対象に〈Westlaw Japan〉および〈Westlaw International〉を中心に据えたリーガルリサーチ関連の講習及びトレーニングセミナーを担当。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細:www.westlawjapan.com お問い合わせ:info@westlawjapan.com 0120-100-482 (月～金 9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。

新日本法規出版株式会社



THOMSON REUTERS

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

WLI084_201401_FD